

第3章 計画の目指す方向性

1 「静岡市障がい者共生のまちづくり計画(令和3~5年度)」の全体図

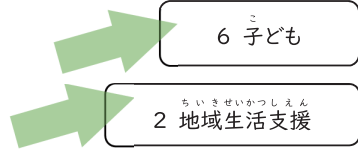
概要

- 静岡市は、「障害者計画」・「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の3本の計画を、1本化して策定しています。
- この計画は、「障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民」を対象としています。

1. 前計画のPDCAサイクルから・・・

前計画の成果目標のうち、「達成困難の見込」であるものが、2つありました。

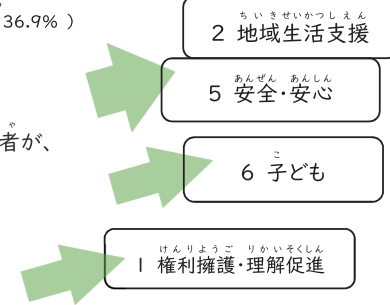
- ・「重症心身障害児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数」
(目標:8箇所→実績見込:6箇所)
- ・「精神病床における1年以上長期入院者数」
(目標:374人以下→実績見込:415人)



2. 市民アンケート結果から・・・

障がいのある人:5,000人(回収率42.3%) / 障がいのない人:3,000人(回収率36.9%)

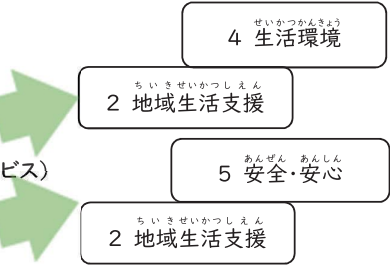
- ・「将来の生活」「災害や緊急時の対応」に不安を感じる人が、障がい種別ごと 36.3~59.0%程度いることがわかりました。
- ・「障がいの進学・進路」「仕事ができない」に不安を感じる保護者が、過半数以上いることがわかりました。
- ・「共生が進んでいると感じる人の割合」は、障がいのある人が11.7%、障がいのない人が16.0%に留まっていることがわかりました。
- 一方で、日頃から障がいのある人と交流のある人は「共生が進んでいると感じる割合」が高いことも分かってきており、共生都市の実現に交流機会の創出が有効であるといえます。



3. 団体ヒアリングの結果やこれまでの課題から・・・

(障がいに関係のある団体とのヒアリングを行いました。)

- ・アクセシビリティ
(交通・移動支援等のサービスの利用のしやすさ)の向上
- ・障害福祉サービス等の充実(短期入所・グループホーム・新規サービス)
- ・親亡き後支援、災害時の備え・事業所への防災支援について
- ・計画相談支援・障害児相談支援の充実について



静岡市の課題

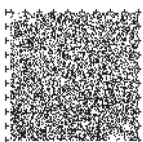
国の動向

障害者基本計画における各分野(施策)に共通する視点 (H29.5.29時点)

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 性別・年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念 (R2.5.19時点)

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保 ㊟
- (7) 障害者の社会参加を支える取組 ㊟



基本理念

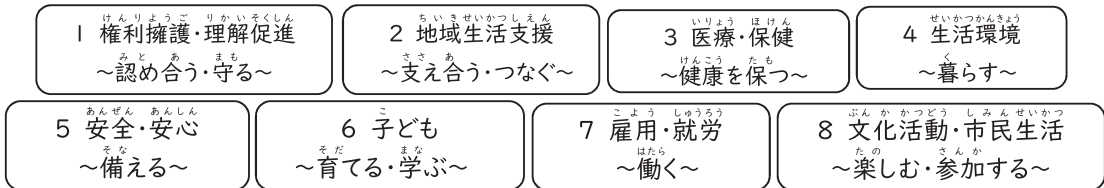
障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

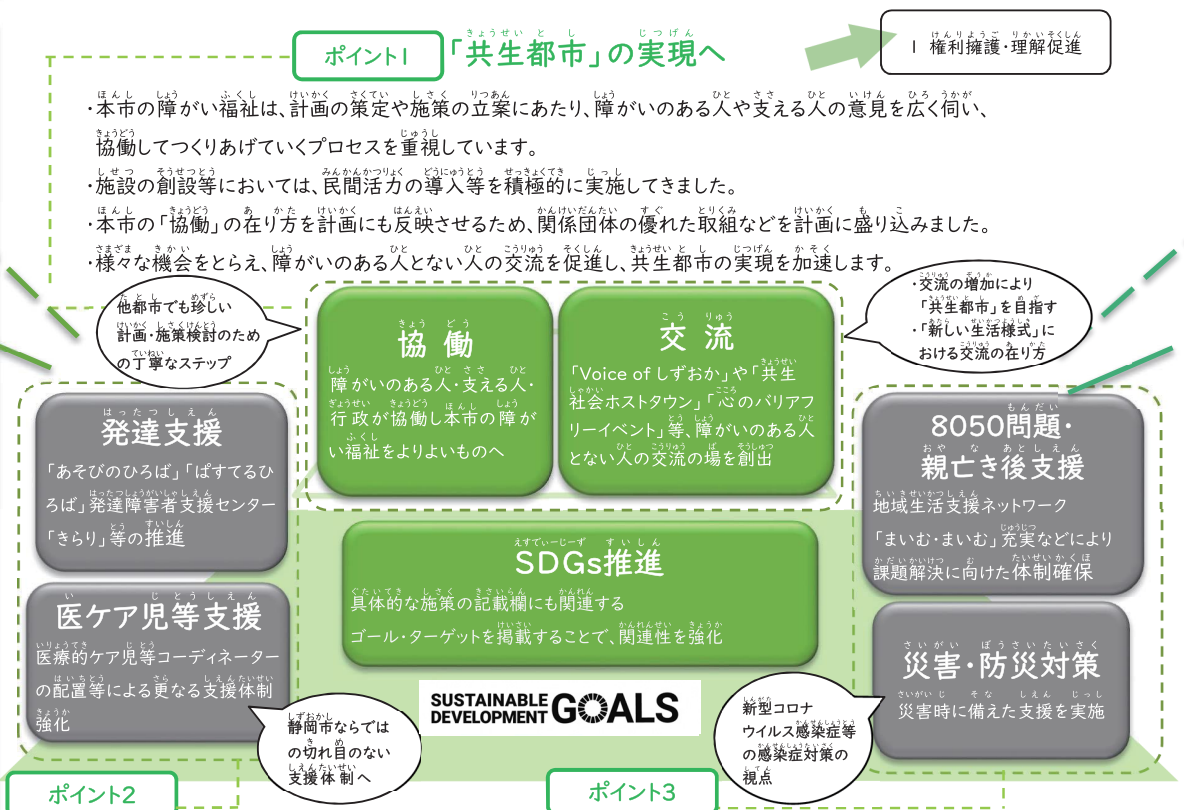
- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

施策の体系

8つの大分野を設定し、施策を進めていきます。



静岡市ならではの取組

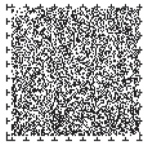


ポイント2 本市ならではの優れた取組を加速

- 「あそびのひろば」「ばすてるひろば」や「親子教室(いこいの家)」「清水うみのごセンター」などの早期発達支援や母子療育、発達障害者支援センター「きらり」の幅広い世代に向けた支援などの本市独自の取組を加速します。
- 医療的ケア児等への切れ目のない支援体制を更に強化します。
- 「教育・福祉・医療の連携」等、多機関連携を推進します。

ポイント3 安全・安心、将来に向けた支援体制を確保

- 近年の災害の頻発化により、高まっている危機感や市民の声にこたえべく、重点的課題に位置付け、障がいのある人の視点にたった防災・災害対策を強化します。
- 8050問題、親亡き後支援について、「まいむ・まいむ」による多機関連携により将来に向けた支援体制を構築します。



2 基本理念

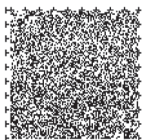
本市の障がい者福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生都市」の実現

静岡市は、障がいの有無・国籍・文化・性別・年齢等の違いを認め合い、「和の精神（＝人々がお互いに親しみを持って、助け合い、他人のことを思いやる心）」を持ってつながら、共に暮らすまちであることを目指しています。

また、障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい者福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生都市」の実現を目指します。



3 基本目標

- 基本理念に基づき、障がい者福祉施策を検討する上での基本的な視点を「基本目標」として次の3つのおり定めます。

(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

(2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)

を向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

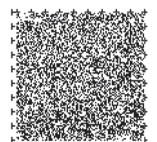
障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困難が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取組を進めていきます。

「利用のしやすさ(アクセシビリティ)」とは たとえば・・・

- 道や建物、公共サインがバリアフリー(ユニバーサルデザイン)化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 見えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要な人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など



4 SDGsの推進

SDGs(エスディー・ジーズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された2016年から2030年までの世界共通の目標であり、日本としても、国や地方自治体を含め、各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGsは、「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しており、これは本計画の基本理念、基本目標にも通じるものです。世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGs未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市としてSDGsを積極的に推進していく本市は、SDGsも踏まえて、施策を実行していきます。

「誰一人取り残さない」
ことを誓っています。

SDGsの17のゴール

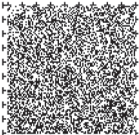


ロゴ：国連広報センター作成

SDGsのターゲットを本市の施策と関連付けて取り入れることで、
目標を達成するための推進力として活用していきます。

- ▶ すべての人々に対して、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(適切な医療・支援等を支払い可能な費用で受けられること)を達成すること。
- ▶ 障がいのある子ども等の弱い立場にある人が、あらゆるレベルの教育や職業訓練の機会に平等にアクセスできるようにすること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人について、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成すること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人が、公共交通機関や公共スペースを安全かつ容易に利用できるようにすること。等

個別の施策ごとに、特に関連する目標やターゲットを記載しています。



5 生涯活躍のまち静岡 (CCRC) の推進

CCRC (Continuing Care Retirement Community) とは、高齢者等が安心して健康で元気に暮らし続けることができ、多世代のための「担い手となる」ことを基本とする仕組みが整った、住まいやコミュニティのことを指します。

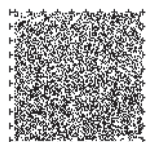
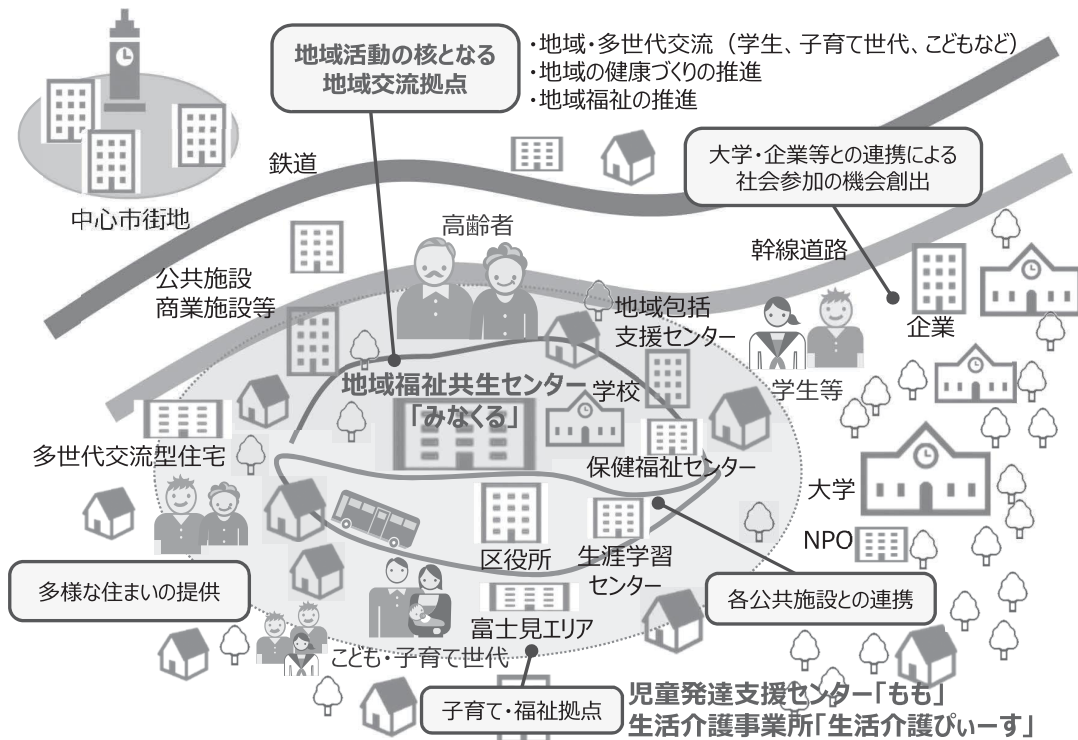
本市では、アクティブシニアを中心に、障がいのある人も含め、地域のだれもが自主的に社会参加し、相互に役割をもって地域で支え合う体制を整備するとともに、切れ目のない福祉サービスを提供する共生のまちづくりのモデル地区として、静岡市駿河区の区役所周辺地区を「駿河共生地区」と位置づけ、生涯活躍のまち静岡 (CCRC) 事業を実施しています。

障がい者福祉に関しては、「子育て・福祉拠点」に、「児童発達支援センターもも」(平成31年4月開所)・医療的ケアを必要とする重症心身障がい者に対応可能な「生活介護ぴーす」(令和2年4月開所)を民設民営で整備しました。

今後も、多世代・多様な市民が一緒に地域で住み続けられる地区として取組を進めていきます。

駿河共生地区

交流・共生で「健康長寿のまちづくり」 駿河地域モデルの発信

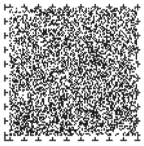
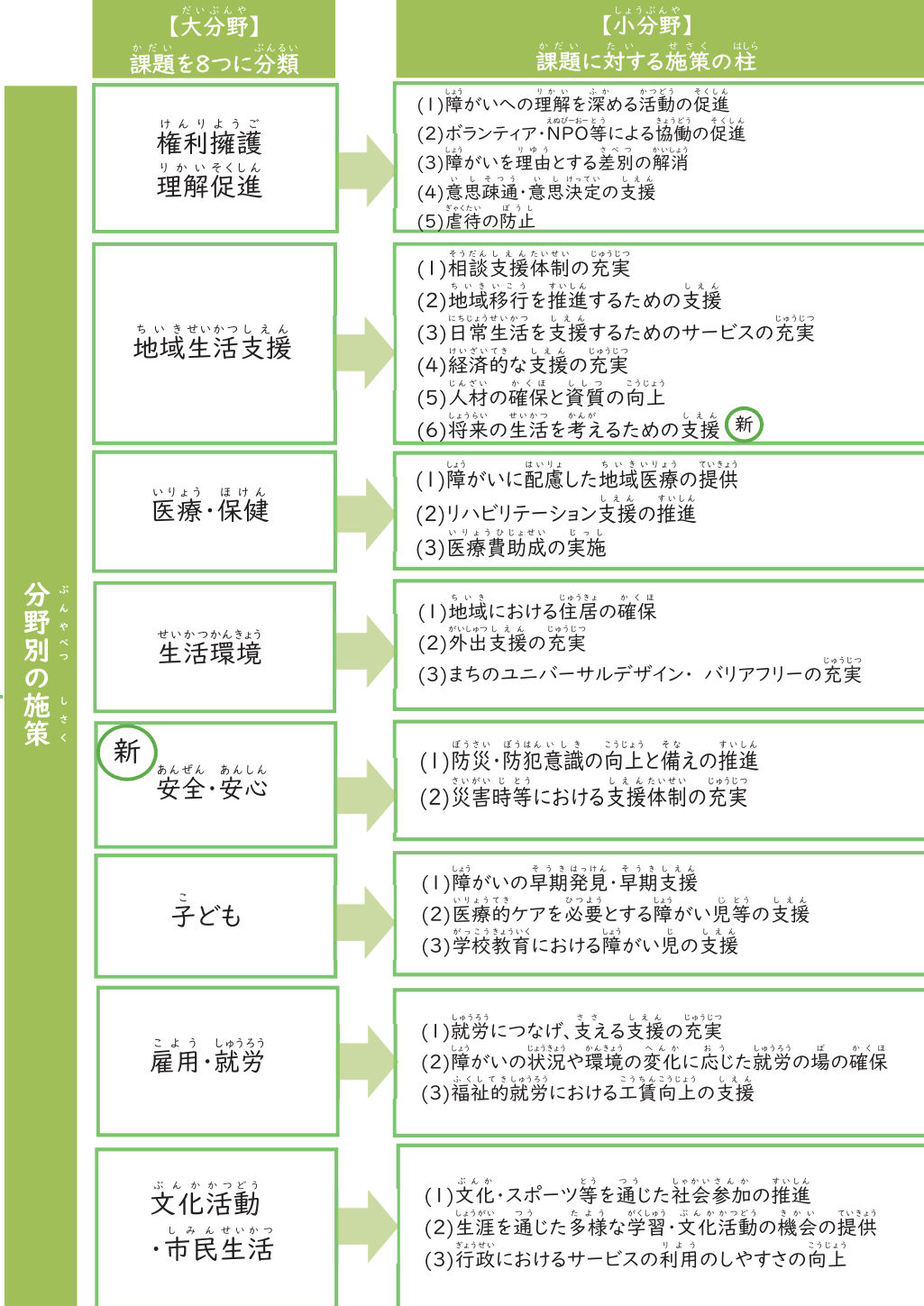


6 施策の体系

基本理念 障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること



課題解決の基礎となるサービス等で、特に、「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に関連するものです。

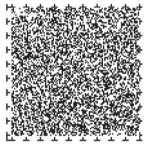
- ・障害福祉サービス
- ・障害児通所支援
- ・相談支援
- ・地域生活支援事業等

法定サービス等では対応することができない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための「市が実施する事業」です。

具体的な個別施策

法定サービス等	市の事業
<ul style="list-style-type: none"> ○心のバリアフリーイベント ○成年後見制度利用支援事業 ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ○障害者虐待防止対策支援事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障がいの理解促進事業 ○障害者差別解消法に基づく相談事業 ○静岡市障害者差別解消支援地域協議会 ○高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業等
<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能拡充 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○障害者相談支援事業 ○計画相談支援 ○各種手当の給付 ○訪問系サービス(居宅介護等) ○日中活動系サービス(生活介護等) ○視覚障がい者の理解促進に関する普及啓発、相談・支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者地域移行支援事業 ○依存症対策事業 ○再犯防止相談支援事業 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発 ○各種手当の給付 ○介護職員初任者研修受講就労助成金等
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 ○療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者歯科保健推進事業 ○重度心身障害者医療費の助成 ○特定医療費等の助成等
<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助 ○共同生活援助(日中サービス支援型) ○同行援護 ○行動援護 ○移動支援事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用 ○市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置 ○市役所等のバリアフリー事業等
<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援・医療型児童発達支援等 ○障害児通所支援 ○医療的ケア児等支援協議会の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援推進事業 ○福祉避難所の確保 ○障がいのある人を支援する事業者等への消費生活に係る情報提供 ○新型コロナウイルス感染症対策関連事業 ○障害者災害時体制強化事業等
<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援・医療型児童発達支援等 ○障害児通所支援 ○医療的ケア児等支援協議会の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達早期支援事業 ○児童発達支援センターでの親子教室の実施 ○医療的ケア児等コーディネーター配置 ○こども園における医療的ケア児の受入れ ○特別支援連携協議会の運営等
<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援 ○就労定着支援 ○就労継続支援A型・就労継続支援B型等 	<ul style="list-style-type: none"> ○「就フェス」開催事業 ○工賃向上アドバイザー派遣事業 ○精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座 ○「農・福・連携」の推進等
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツ推進事業 ○地域活動支援センター ○点字・声の広報等の発行等 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施 ○市立図書館における福祉サービスの実施 ○公職選挙における障がいのある人への配慮等

※太文字・下線の事業は、新規掲載事業や、重点的に取り組む事業です。



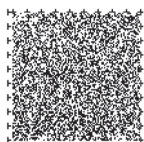
7 本計画を効果測定する成果目標の設定



前計画と同様に、国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までにおける目標を下表のとおり定めます。なお、本計画から新たに追加された成果目標があります。

項目	目標値	
	国指針	本市設定
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行		
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	34人(6%以上)	25人(4.4%以上)
(2)入所施設を利用する人の減少数	10人減(1.6%以上)	10人減(1.6%以上)
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	69%
(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	86%
(3)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	92%
(4)精神病床における1年以上長期入院者数	10.6~12.3万人	65歳未満:160人 65歳以上:193人
【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数 ㊦	316日以上	316日以上
【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
(1)拠点の整備箇所数	1箇所	整備済み
(2)運用状況の検証・検討	年1回	年2回
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等		
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人(1.27倍)	150人(1.27倍)
(2)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数 ㊦	111人(1.3倍)	111人(1.3倍)
(3)就労継続支援A型事業所等を通じて一般就労する人数 ㊦	24人(1.26倍)	24人(1.26倍)
(4)就労継続支援B型事業所等を通じて一般就労する人数 ㊦	15人(1.23倍)	15人(1.23倍)
(5)就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合 ㊦	70%	70%
(6)就労移行率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 ㊦	70%	70%
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等		
(1)-1児童発達支援センターの箇所数	確保	3箇所
(1)-2保育所等訪問支援の実施箇所数	確保	3箇所
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	確保	7箇所
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	確保	6箇所
(4)-1医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置	設置済み
(4)-2医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ㊦	配置	20人※
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等 ㊦		
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 ㊦		
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	体制構築

※20人は、要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。(129頁参照)



成果目標の考え方と目標達成に向けた主な取組

本計画における成果目標の考え方と、目標達成に向けた取組は、以下のとおりです。成果目標の考え方について、国の基準のとおり定めているものについては、説明を省略しています。

【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 国の基準では、福祉施設から自宅等での生活に移行する人数について、令和元年度末時点の入所者数の6.0% (34人) 以上を地域生活に移行させることとなっていますが、平成29年度から令和元年度までの3年間の平均移行者数の状況から予測される令和2年度中の地域移行者数が12人であり、本市が支給決定している人の状況を対象施設に調査した結果によると、訪問系サービス、共同生活援助、生活介護等につなぐことにより、地域移行が可能であると考えられる人が13人いることから、あわせて25人を目値としました。

※「福祉施設の入所者」は、障害者支援施設等で、「施設入所支援」のサービスを利用している方を指します。

目標達成に向けた主な取組

- 社会福祉施設等施設整備補助 → 160 ページ
- 地域生活支援拠点等の機能拡充 → 52 ページ
- 施設入所支援 → 67 ページ
- 地域移行支援部会での検討 → 162 ページ

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (4) 静岡県が算出した県全体の長期入院患者数の令和5年度目標値(65歳未満:1,128人△21.8%、65歳以上:1,655人△8.8%)に対して、静岡市の令和元年度実績(65歳未満:204人、65歳以上:211人)に同様の減少率をかけて算出しました。

【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数は、都道府県が定める成果目標ではありますが、本市の精神障がいのある人の地域生活を支援していくために、参考指標として設定し、市の独自調査による調査と分析を行うこととします。静岡県 290日(2016年調査時点)

目標達成に向けた主な取組

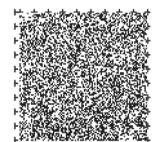
- 地域移行支援 → 68 ページ
- 地域定着支援 → 69 ページ
- 共同生活援助 → 100 ページ
- 自立生活援助 → 70 ページ
- 精神障がい者地域移行支援事業 → 71 ページ

【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基準どおり整備した地域生活支援拠点1箇所の運用状況の検証・検討を静岡市障害者自立支援協議会地域生活支援部会において、年2回(国指針年1回)実施します。

目標達成に向けた主な取組

- 地域生活支援拠点等の機能拡充 → 52 ページ



第1章
第2章
第3章
第4章
大分野1
大分野2
大分野3
大分野4
大分野5
大分野6
大分野7
大分野8
第5章

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組

- 「就フェス」開催事業 → 137 ページ
- 就職面接会の開催 → 137 ページ
- 精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座 → 137 ページ
- 就労支援部会の実施 → 162 ページ
- 就労移行支援 → 135 ページ
- 就労継続支援A型 → 139 ページ
- 就労継続支援B型 → 140 ページ
- 就労定着支援 → 136 ページ

【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等

(2) 重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数は、目標値を7箇所と設定しました。これは、前計画の目標値を下回るものの、新たに整備する事業所として医療型児童発達支援センター（県内初）を見込むことにより、通常の児童発達支援事業所よりも、多くの定員が見込まれます。また、通常の児童発達支援事業所では受入が困難な重度の医療的ケアを必要とする障がい児の受け皿としても期待されます。

(4) -2 医療的ケア児等コーディネーターについては、国が示す指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児等コーディネーターの人数の目標値を20人とすることに加え、本市独自の医療的ケア児等コーディネーターを2人配置することを目指します。

目標達成に向けた主な取組

- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 → 129 ページ
- 医療的ケア児等支援協議会 → 130 ページ
- 児童発達支援 → 118 ページ
- 医療型児童発達支援 → 119 ページ
- 放課後等デイサービス → 120 ページ
- 保育所等訪問支援 → 121 ページ

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等

国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組

- 障害者相談支援事業 → 58 ページ

【成果目標7】障害福祉サービスの質を向上するための取組に係る体制の構築

国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による市職員の人材育成 → 56 ページ
- 障害福祉サービス事業所等指導監査等実施事業 → 57 ページ

